

2013年2月議会 石田としはるの
一般質問、南栗橋液状化被災、完全復興
に向けた内容を報告致します。

固定資産税減免 平成25年度も実施へ

問 平成25年度、固定資産税の税収金額は幾らになると試算したか。

答 固定資産税が760万円、都市計画税が140万円程度を見込んでいます。

問 固定資産税の減免は、地盤対策など検討している最中であり平成25年度も引き続き実施すべきと考えるが。

答 税の公平性から平成25年度の減免は現在のところ考えていない。

問 これまで実施して来た久喜市独自の支援分は、国から地方交付税の算定基礎に入ると聞かれますか。

答 液状化による固定資産税の減免額の全額が震災復興特別交付税の算定基礎となっており、市の持ち出し分はありません。

問 市の負担はないのに、なぜやらないのか、絶対おかし。

答 国の震災復興特別交付税の実施と固定資

産税の減免の実施等の判断は別。

問 国は震災復興特別交付税、地方税の減収分等を全額措置するため、6000億円を確保するとしている。市が減免を実施すれば対象となる。何故やらない。実施すべきだ。

答 南栗橋地区の液状化に伴います減免の関係ですが、平成24年度の評価替えで、通常の評価率よりも多く減額、評価の見直しをし、家屋につきましては、全壊、大規模半壊、また半壊の判定ごとに評価率を25%、30%、45%の残価率ということで評価の見直しをしています。

問 被災に遭われて、まだ土地が液状化している状態で、それで固定資産税減免してきたわけではなにか。それに対して、国もちゃんと手当てするよということも確認されているながら、減免しないというのは納得できない。

答 地方財政対策についてということで、1月の下旬に総務省のほうからそのポイントが出されておりました。地方税の減収分等の全額措置をするため、6000億円を確保するというような内容でございました。確実に減免措置した部分につきましては交付税措置されるという状況になれば、減免について検討してまいりたいと考えております。

液状化対策事業について

問 事業対象地域の「3分の2」の方が賛成しないとすまない事業。説明はどのように。

答 液状化対策につきましても、エリア的な広がりを持った復興事業というふうを考えている。

3丁目から12丁目までの地区ごとに説明会を開催し協力をもとめていく。

問 賛成が得られない場合どうなるのか。

答 道路部分も含め、液状化対策事業は実施できないものと考えている。

問 宅地部分に対しての支援を国ではどのような検討がされていると市では認識されているのか。

答 道路など公共施設部分を液状化から守るために、宅地部分に構造物等を埋設する必要があることがある。このような場合は、国が負担するということを検討している。

問 どんな工法を検討しているか

答 久喜市液状化検討委員会では、住宅地部分に有効な液状化対策工法として、地下水位低下工法と格子状改良工法を示している。

問 液状化対策として一体的な工事が求められる。具体的に説明を。宅地に何メートルぐらい入るのか、その際、宅地への影響は。



2013年5月頃から液状化対策実証実験が、震災時液状化した南栗橋スポーツ広場で実施されます

答 「地下水位低下工法」の場合道路部での工事となり、宅地には入らない予定。

問 その際、宅地内の下水管が沈下するなどして、下水機能が低下した場合の対応はどうなるのか。

答 公費で修復することになる。

問 宅地部分に工事がかかった場合は、土地所有者の負担はどれぐらいかかるのか。

答 まだ、検討段階で示すことができない。

日本共産党久喜市議団
石田としはる活動ニュース

2013年3月号 No.8号
Tel 52-4266 fax 53-1264
メール ishida00@apricot.ocn.ne.jp
「久喜市議団ブログ」開設中 検索